

## 【学生関係に関するFAQ】

### 【授業】

**Q オンライン授業による単位認定はどうか。**

A オンライン授業に関して、すべて単位認定の対象となります。なお、授業科目によって取扱いが異なりますが、オンライン上(LACS等)で試験を行うこと、レポート等の課題を課すなどの評価方法を検討しており、決定後お知らせします。また必要に応じて補講や追試を実施することもあります。なお、第1クォーターはオンラインで試験を実施します。

**Q オンライン授業に合わないスポーツ演習、初年次セミナー等について**

A 当初、初年次セミナーに関しては学生のメンタルケアも考慮して1回限定で対面授業又はリアルタイムオンライン授業を検討していましたが、その後の状況の変化を勘案して第1クォーターはすべての授業科目をオンラインで実施することを決定しました。また、スポーツ演習についても教育効果に考慮の上、オンライン授業を実施します。なお、第2クォーター以降については、5月19日に決定し、お知らせします。

**Q 課題の提出期限、試験の方法について**

A 課題の提出期限については、原則としてオンライン上(LACS等)でお知らせします。試験については、授業科目によって取扱いが異なりますが、オンラインで行うこと、レポート等の課題を課すなどを検討しています。

**Q 補講の実施期間はどうか。**

A 必要であれば、オンラインで実施します。

なお、教養教育は5月28日及び5月29日と6月4日から6月10日までに実施しますが、専門教育においてはそれ以外の期間に実施することもあります。

**Q 授業欠席の取扱いはどうか。**

A 原則として、オンライン授業のログや課題の提出状況で出欠の判断を行いますが、リアルタイム授業の場合において、通信接続環境など本人の責によらない事情が生じたときは、学生からの申出により柔軟に対応します。

**Q 実験、実習等について**

A 専門教育の実験・実習・ゼミ演習・卒業研究及び大学院の研究は、当面の間、オンラインで実施します

**Q 学生や教職員に感染者が出た場合について**

A これまで通知してきた新型コロナウイルス感染症による授業に関する取扱いに変更が生じる場合は、NU-Webシステムやメール等でお知らせしますので、必ず確認するように努めてください。

## 【入試】

Q 入学試験の実施はどのようなのか。

A 入学者選抜における対応方針を策定しており、試験日の延長や実施方法の見直し(Webによる面接)を行う予定です。

Q 外国からの受験者の対応はどのようなのか。

A 入学者選抜における対応方針を策定しており、試験日の延長や実施方法の見直し(Webによる面接)を行う予定です。

## 【学生の移動】

Q 長崎県外等から戻ってきた学生及び長崎県外等に帰省等を希望する学生への感染拡大防止の対応方針は。

A 長崎に戻ってから2週間は登学をせず、日常生活に不可欠な外出を除く不要不急の外出を回避し、体調管理を行い健康状態確認シート及び行動記録を取ること。帰省等については、県境を越える帰省や旅行を控えることを求めた長崎県の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、強く自粛を求めます。それでも帰省等で県境を超えて往来した者については、長崎に戻ってきてからの対応として前述と同様の対応を求めることとなります。

Q 長崎県外等にやむを得ずに出る場合は許可や届出が必要か。また、既に長崎県外等に居る場合はどうすべきか。

A 持病の治療や、家族の病気の看護等があり、やむを得ず帰省しなければならない場合は、所属の部局へ連絡したうえで、県境を越える帰省や旅行を控えることを求めた長崎県の緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、慎重に行動してください。また、長崎に戻った後、2週間は登学をせず、日常生活に不可欠な外出を除く不要不急の外出を回避し、体調管理を行い健康状態確認シート及び行動記録を取ってください。

## 【留学生対応】

Q 海外から帰国させた学生への補償は。

A これまで通り補償はありません。

Q 留学の派遣、受入れの中止判断の時期・基準。

A 後期分については、GW明けの感染拡大の状況で現在の基本方針の妥当性を判断します。併せてHPで周知します。

Q 帰国・入国できない学生・留学生の単位の取扱い方法は。

A 一般学生同様にオンライン授業を受講してもらい単位認定を行います。

Q 留学生のアルバイト減による支援方法は。

A 奨学金等の募集情報を発信しています。

Q 今後、留学生の受入れはどうするか。

A 正規生(学部生及び大学院生)については受入れます。

Q コロナ関係通知等の英語版の作成は。

A 留学生に必要な内容はこれまで同様に作成し、留学生及び担当学務にメールで送信します。

#### 【イベント】

Q イベント等の実施・中止の判断の時期、方針は。

A 現在、第1クォーター内のイベント等は中止を決定していますが、その後については、感染拡大状況を見て検討し、できる限り早く中止等を決定する判断を行う予定です。

#### 【登学】

Q 登学の禁止はしていないのか。不要不急の外出とは何か。

A 新型コロナウイルス感染者の急速な拡大を防ぐべく、キャンパスへの入構を厳格化しています。下記の場合を除き、キャンパス内への入構を厳に慎んで下さい。

- 学生支援課、各学部窓口等において授業料免除・奨学金申請等オンラインでは行えない書類提出の必要がある場合
- オンライン授業受講のために学内 WiFi アクセスポイントを利用する必要がある場合
- 附属図書館、医学部分館、経済学部分館で書籍の借用・返却等を行う場合
- 各キャンパス内の生協で文具、書籍などの購入ならびに食事を行う場合
- 教員による自筆の推薦状、署名、捺印が必要な書類の受取り等のために研究室を訪問する場合(研究や就職の相談等は Web 会議システム、メール等を利用して行うこと)
- 研究・実験のための機器のメンテナンス、生物の世話等のために一時的に研究室に入室する場合

なお、不要不急の外出とは、「日常生活に不可欠な外出以外のすべてが不要不急の外出」を指します。

(参考)

<https://style.nikkei.com/article/DGXKZO56747830T10C20A3W11300/>

とにかく家にいることが基本です。外出を少しでも検討する場合、「本当にその外出がその日でないとダメなのか」を改めて検討してください。ちなみに、「食料品を買う」「医薬品を買う」「通院する」といったことは、外出が制限されていません。

#### 【課外活動】

Q 学生団体の活動はいつ再開となるのか。

A 課外活動再開については、全国の状況、長崎県の状況、大学の方針等を確認しながら、慎重に検討することになります。

本学の通常(対面)授業の開始案内とは別に課外活動再開の通知を行う予定ですので、学生支援課からの連絡に注意しておいてください。

Q 課外活動の禁止となる行為とはどのようなものか

A 現在は、全面的(学内外、屋内外問わず)な課外活動の禁止となっています。禁止の趣

旨から、人が集まったの活動が禁止されている、との認識でいてください。

つまり、オンライン（web やメール、LINE、sns 等）でのコミュニケーションを取ることは、問題のある使い方でない限り禁止ではありません。

また、禁止の趣旨を理解したうえで、活動についての相談が必要な場合は学生支援課に連絡してください。

**Q 令和 2 年度の学生団体申請はどうなるか。**

A

現在は課外活動禁止となっていますので、学生団体の申請手続きは延期としております。課外活動が再開される時期に、改めて手続きの通知が行われますので、学生支援課からの連絡をお待ちください。

#### 【経済支援】

**Q 新型コロナによるアルバイト等の収入減により生活が困窮している学生本人への救済制度はあるか（2020.5.8 追加）**

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、学生本人の給与等に収入減があり、経済的に学生生活を維持することが困難な学生に対し、本学独自の制度により、返済を要しない生活支援金として 1 か月 3 万円を 2 か月間給付します。該当する方は、申請書等を大学窓口へ郵送またはメールで提出ください。

詳しくは、募集案内をご覧ください。

**Q 新型コロナによる家計急変について救済制度はあるか**

A 日本学生支援機構による「給付奨学金（および授業料免除）」や「貸与奨学金」の募集は随時行っています。以下日本学生支援機構 HP より案内を確認し、該当する方は必要書類を揃え大学窓口へ提出ください。

◎日本学生支援機構：新型コロナウイルス感染症への対応について】

[https://www.jasso.go.jp/news/1327624\\_1545.html](https://www.jasso.go.jp/news/1327624_1545.html)

**Q 各申請書類の提出は、窓口へ直接持参か**

A 現在のところ、窓口へ直接持参となっています。ただしやむを得ない理由で持参が難しい場合は郵送も認めていますので、必ず事前にご相談ください。

また今後キャンパス内立ち入り禁止などの対応が決定した場合は、全て郵送での提出となりますので、決まり次第個人掲示板やメールなどで連絡します。

なお、5月に予定していた奨学金関係の「説明会」については全て中止となります。対象者には代替りの手続きについてメールで案内していますので、よく確認しておいてください。

【就職活動】

Q 令和2年4月16日に政府が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したが、「就職活動停止要請地域」として長崎大学が指定している地域は、全都道府県と解釈するのか。

A ご質問のとおり、全都道府県です。従って、感染者数で地域を判断する必要はありません。

Q 「就職活動停止要請地域」において、対面による面接等が予定されている企業に、学生から実施日程の変更や、Webによる面接等への代替措置への変更等を依頼することとなっているが、大学から企業へどのような依頼を行っているのか。

A ご質問の件について、大学から企業の採用担当者様あての文書をHPに掲載し、緊急事態宣言の対象都道府県における対面による採用活動等の自粛を強く要請しています。

学生の皆様から企業の採用担当の方へ実施日程の変更等の依頼を行う際には、大学からも企業様へ要請している旨を、是非伝えてください。

(企業への要請文のリンク)

<https://www.career.nagasaki-u.ac.jp/news/619/>